

補聴器条件を付与された方でも第二種免許の取得が出来ることになりました。

※ 平成28年4月1日から、補聴器を使用すれば、両耳の聴力が、
10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる、運転免許証の運転免許の免許の条件等の欄に「補聴器」の条件が付
されている方

補聴器条件の方が取得できる免許の種類について

免許の種類		平成28年3月31日まで	平成28年4月1日以降
第一種免許	大型免許	●	●
	中型免許	●	●
	普通免許	●	●
	大型特殊免許	●	●
	大型自動二輪免許	●	●
	普通自動二輪免許	●	●
	小型特殊免許	●	●
	原付免許	●	●
	牽引免許	●	●
第二種免許	大型第二種免許	×	●
	中型第二種免許	×	●
	普通第二種免許	×	●
	大型特殊第二種免許	×	●
	牽引第二種免許	×	●

(注) 現在「補聴器条件」を付与されている方でも、新たに第二種免許を取得する場合は、運転免許センターにおいて、聴力に関する受験相談が必要となります。

お問い合わせは

運転免許試験に関すること 018-862-7570 試験係まで